

滝沢総合公園等指定管理に関する
仕様書

I 基本的事項

1 業務目的

本業務は、市民の平等な利用の確保を図るとともに、体育施設については、「市民の体力向上とスポーツの普及振興を図る」・「文化・体育活動や地域活動を通じて、活力ある地域社会の形成に寄与する」、修景施設については、「市民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供し都市活動の健全な発展を図る」という施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう、管理計画に基づき適正に管理することを目的とします。

2 管理運営の基本事項

- (1) 関係法令及び条例、規則の規定を遵守してください。
- (2) 管理施設及び管理備品等の維持管理を適切に行ってください。
- (3) 設置目的に基づいた管理運営に努めてください。
- (4) 常に利用者のニーズを把握し、サービス向上を考え管理運営するよう努めてください。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、施設の使用に関し公平性を確保するよう努めてください。
- (6) 体育施設については、スポーツ人口の拡大、コミュニティの醸成が図られるよう積極的な施設運営に努めてください。
- (7) 滝沢総合公園体育館については、地域のスポーツ推進の拠点施設であることから、公益財団法人滝沢市スポーツ協会の活動拠点としての場所を確保するとともに、密な連携を図ってください。
- (8) 修景施設については、市民の憩いの場としての快適な環境の提供に留まらず、公園を創り・守り・活用するパークマネジメントの考えを取り入れ、「地域や企業等との連携によるにぎわいの創出」「施設運営の市民参加、担い手育成、住民協働の推進」などの市民が集い、活躍する仕組みの構築を図ってください。
- (9) 地域、関係団体と連携し、良好な関係の構築を図ってください。
- (10) 地域や利用者の意見を管理運営に反映させるよう努めてください。
- (11) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の削減に努めてください。
- (12) ごみの削減、省エネルギー、CO2 削減等、環境に配慮した運営に努め

てください。

(13) 個人情報の保護の徹底に努めてください。

3 開館時間

開館時間は、各施設それぞれ下記のとおりとなっておりますが、指定管理者は、市長の承認を得て開館時間の変更をすることもできます。

- (1) 滝沢総合公園体育館 午前9時から午後9時まで
- (2) 滝沢総合公園野球場 午前9時から午後9時まで
- (3) 滝沢総合公園テニスコート 午前9時から日没まで
- (4) 滝沢総合公園陸上競技場 午前9時から日没まで
- (5) 滝沢市東部体育館 午前9時から午後9時まで
- (6) 滝沢市東部テニスコート 午前9時から日没まで
- (7) 滝沢勤労者体育センター 午前9時から午後9時まで
- (8) 滝沢市営大釜運動場 日の出から日没まで
- (9) 滝沢市営小岩井運動場 日の出から日没まで
- (10) 滝沢市立滝沢南中学校屋外運動場照明施設 午後7時から午後9時まで
- (11) 滝沢市立滝沢第二中学校屋外運動場照明施設 午後7時から午後9時まで
- (12) 滝沢市多目的研修センター 午前9時から午後9時まで

4 休館日

休館日は、12月29日から翌年1月3日までとなっておりますが、指定管理者は、市長の承認を得て変更することもできます。

5 施設の使用許可等

(1) 有料の施設の使用許可の基準

使用許可の基準は、滝沢市都市公園条例、滝沢市都市公園条例施行規則、滝沢市体育施設条例及び滝沢市体育施設条例施行規則、滝沢市立学校屋外運動場照明施設に関する条例及び滝沢市立学校屋外運動場照明施設に関する条例施行規則、滝沢市多目的研修センター設置条例及び滝沢市多目的研修センター設置条例施行規則により定められている規定を厳守してください。

(2) 行為許可の基準

使用許可の基準は、滝沢市都市公園条例及び滝沢市都市公園条例施行規則により定められておりますが、この他に次の事項に留意してください。

ア 施設等で行う物品販売等の営利活動については、イベント等で行う一時的なものに限ります。

イ 長期間の利用は、原則として認めないこととします。

(3) 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用部分（施設内、駐車場等）の使用許可、使用料及び光熱水費の徴収については市が行います。

(4) その他の許可等

公園施設の設置（管理許可）及び占用許可並びにこれらの料金の徴収については市が行います。

6 サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとし、必要に応じて市に報告するものとします。

7 職員配置

管理運営業務を実施するため、必要な有資格者等、適正な職員を配置することとします。

(1) 管理運営業務を実施するに当たり、必要な資格保有者は次のとおりです。

- ① 危険物取扱者（乙種4類）
- ② 防火管理者（甲種防火管理講習課程修了者）
- ③ 1級造園施工管理技士
- ④ 1級土木施工管理技士

(2) 管理施設で使用可能なスポーツの種目に関し、必要な知識を有するものを配置することとします。

(3) 公園・緑地等は、樹木内部の腐朽による倒木や、遊具などの構造物、舗装のひび割れなど重大事故につながる潜在的なリスクを察知する専門的知見を要することから、1級造園施工管理技士及び1級土木施工管理技士の指示のもと行うものとします。

(4) 各種業務における責任体制を確立することとします。

(5) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに使用者の要望に応えられるものとします。

(6) 職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めることとします。

8 法令の遵守

地方自治法その他の関係法令、滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、滝沢市都市公園条例、滝沢市体育施設条例、滝沢市多目的研修センター設置条例、滝沢市立学校屋外運動場照明施設に関する条例、滝沢市多目的研修センター設置条例、滝沢市情報公開条例、滝沢市個人情報保護条例及び基本協定書等を遵守することとします。

9 情報公開

施設の管理運営に当たっては、管理運営に係る情報の公開に関し必要な措置を講じることとします。

10 管理運営を通じて取得した情報の取扱い

指定管理者又はその管理運営する公の施設の業務に従事している者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とします。

11 危機管理対応

(1) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には遅滞なく適切な措置を講じた上、市をはじめ関係機関に通報することとします。

(2) 予防対策

危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこととします。

また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講じるものとします。

- (3) 管理施設のうち総合公園体育館、東部体育館、勤労者体育センターは、災害等の発生時、市の避難場所に指定されているため、災害等が発生した場合においては市の指示に従うこととします。
- (4) 管理施設のうち総合公園体育館、東部体育館及び滝沢勤労者体育センターは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、武力攻撃事態等が発生した場合のみ、岩手県が避難施設として指定しているため、武力攻撃事態等が発生した場合は、岩手県及び市の指示に従うこととします。
- (5) 管理施設のうち滝沢市多目的研修センターは、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、市との協議により避難誘導訓練の実施及び気象状況に応じた利用制限について対策するものとします。

1 2 環境への配慮の推進

施設の管理運営に当たっては、滝沢市環境方針に基づき、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等環境へ配慮し、その実績と分析を行うものとします。

1 3 事業計画書等

基本協定に基づき作成する年度別事業計画書は、前年度の当初予算額から人件費、精算項目及び租税公課を除いた支出額に毎年 10 月の前年同月比の消費者物価指数（総合）を乗じた額を加算し、次年度の基準額とします。また、人件費については賃金スライド制度に基づく調整を行うものとします。

事業計画書の作成にあたっては、施設の長寿命化に必要な予防保全計画について提出するものとし、市は必要と認められる予防保全については、予算の範囲内で次年度の指定管理料への加算を検討するものとします。

1 4 事業報告書等

指定管理者は、毎年度終了後、業務の実施状況、利用状況、経理の状況等を記載した事業報告書を提出するほか、管理運営の状況について、市が指定した方法により定期的に報告することとします。

甲乙の会計方式が異なることから、乙の決算書を甲の方式に整合させた参考資料とします。

1 5 責任分担と保険の加入

(1) 責任分担

市と指定管理者の間における責任分担は次のとおりです。

段 階	責任が生ずる原因		責任分担	
	種 類	内 容	市	指定管理者
共 通	法令等の変更	施設管理運営に影響を及ぼす法令変更	協議事項	
		指定管理者に影響を及ぼす法令変更		
	第三者賠償	本業務における公害、生活環境阻害等		
	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		
	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	政治、行政的理由による事業変更	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
		政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○

運営段階	運営費の膨張	市以外の要因による運営費の膨張		○
	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
		上記以外による施設・機器等の損傷	○	
	債務不履行	施設設置者（市）の協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
		施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
	セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

（２）保険加入

市が加入している「全国市長会市民総合保険」では、指定管理者に瑕疵がある事故について補償されませんので、指定管理者は次の表の保証額以上の保険に加入してください。

人身事故		財物事故
1 事故当たり支払い限度額	1 名当たり支払い限度額	1 事故当たり支払い限度額
1 0 億円以上	1 億円以上	1 千万円以上

1 6 使用料

（１）使用料と利用料金制

使用料については、市の歳入として取扱います。指定管理者には地方自治

法施行令第158条第1項の規定による徴収委託を行います。なお、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」は採用しません。

(2) 使用料の減免

使用料の減免については、滝沢市公の施設の使用料の減免団体の登録、減免の基準等に関する要綱に基づき行います。

1 7 管理運営に係る経費

市から支払われる指定管理料及び自主事業による収入により管理運営していただきます。

1 8 指定管理料の精算

指定管理料のうち、次の経費は精算するものとします。

① 修繕費

市は、修繕費の額を示し、当該額を指定管理料に含めるものとします。実績が下回った場合はその差額を返納し、上回る場合は市と事前に協議をした上で必要な場合は市から追加して支払うこととします。

なお、1件当たり200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える修繕については市と事前に協議することとします。

② 光熱水費

光熱水費は、指定管理料に含めるものとします。実績が下回った場合はその差額を返納し、上回る場合は市と事前に協議をした上で必要な場合は市から追加して支払うこととします。

③ 除雪委託料

除雪委託料は、指定管理料に含めるものとします。実績が下回った場合は差額を返納し、上回る場合は市と事前に協議をした上で必要な場合は市から追加して支払うこととします。

④ 予防保全にかかる工事費

予防保全にかかる工事費は、あらかじめ指定管理者が市と協議し、市が必要と認めた場合には、指定管理料に含めるものとします。実績が下回った場合は差額を返納し、上回る場合は市と事前に協議をした上で必要な場合は市から追加して支払うこととします。

1 9 業務の再委託の禁止

本仕様書に定める業務のうち、以下の業務については第三者に委託し、又は、請け負わせることはできません。

- ① II 管理運営業務の「1 施設等の運営に関する業務」に掲げている各業務
- ② II 管理運営業務の「3 その他の業務」に掲げている各業務。ただし、承認を受けた自主事業の一部については第三者に委託することができるものとします。
- ③ 地方自治法施行令第158条の規定による徴収事務

2 0 余剰金による還元

各年度において、指定管理業務により得た収入の額から、当該業務に関する支出の額を差し引いた額を余剰金とします。指定管理者は、その余剰金の5%分を当該施設の機能向上やサービスの向上のために還元するものとします。還元内容については、事前に市と協議することとし、完了後に市へ内容及び金額等を報告することとします。

2 1 帳簿書類等の保存年限

指定管理者は、指定管理業務として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の日から5年間保存するものとします。

2 2 原状回復義務等

- (1) 指定管理者は施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ市と協議することとします。また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取消されたときは、市の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設又は設備を原状に回復しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、施設、設備、資料又は美術品等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。

2 3 指定管理者に対する監督・監査

- (1) 市は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務内容又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、

又は必要な指示をすることができます。

(2) 市は、指定管理者が市の指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、施設の適正な管理に著しい支障が生ずる恐れがある場合は、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(3) 市又は市監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行うことができます。

Ⅱ 管理運営業務

1 施設等の運営に関する業務

(1) 管理施設及び管理備品等の使用許可等に関する業務

① 貸館計画の管理、調整

- ・二重予約等が発生しないよう、施設使用予定簿等により使用予定を管理してください。
- ・予約システムの活用等により、受付ミスの防止、予約者のサービス向上に努めてください。

② 予約の受付

- ・特定の使用者にのみ優遇することなく、公平に予約を受付けしてください。

③ 使用許可申請書の受理、使用許可書または使用不許可書の発行等

- ・所定の様式を用いて、申請の受理及び許可書または不許可書を発行してください。

④ 使用料減免申請書の進達等

- ・減免団体以外の使用料減免の手続きは市が行います。ただし、窓口で使用料減免申請書が提出された場合は、その場で受領の可否を市に確認の上、受領後、速やかに市へ進達してください。

⑤ 行為許可申請書の受理、行為許可証または不許可証の発行等

- ・所定の様式を用いて、申請の受理及び許可証または不許可証を発行してください。

⑥ 監督処分

- ・指定管理者は、滝沢市都市公園条例第10条の規定による監督処分を行うことができます。

(2) 使用料の収受に関する業務

① 使用料の徴収、領収書の発行

- ・使用許可申請が提出された場合、使用料が減免される場合を除き、使用料を徴収し、領収書を発行してください。

- ・行為許可申請書が提出された場合、その行為が営利を目的とする場合には、滝沢市都市公園条例 13 条第 1 項に基づく使用料を徴収し、領収書を発行してください。

② 市へ徴収額の報告及び納入

- ・徴収した使用料は、速やかに専用口座に入金し、必要な書類を添えて市に報告してください。その後、市から交付された納付書により納付してください。

③ 使用料徴収の過誤

- ・使用料の徴収に際して過誤が生じた場合、市と協議の上処理するものとします。

(3) 施設等の利用に関する窓口相談に関する業務

① 窓口・電話対応、館内案内

② 各種問い合わせへの対応

③ 要望や苦情、トラブル等への対応

- ・その内容について、速やかに書面で報告・保存し、解決までの経緯を明確にしてください。

④ その他

(4) 催し物ポスター等の館内掲示及び回収業務

① 催し物ポスター等の館内掲示及び回収

- ・企業の営利目的等の掲示物等については、掲示の依頼を断り、判断できない場合、市と相談してください。

2 施設等の管理に関する業務

指定管理者は、附表 1 に示す管理施設、付属設備及び施設の管理上必要と認められる維持管理業務を行うものとします。

3 その他の業務

(1) 広報業務（随時）

- ① 貸館の促進等の宣伝活動のほか、類似公共施設のポスターの掲示、P R の相互協力
 - ・施設の空き状況等を掲示する等、効率良い使用の促進を図るほか、市から回付される掲示物等、掲示し、広く周知してください。
 - ・SNS等の情報サービスを充実させ積極的に広報業務を行うこと。

(2) 施設等の管理運営に関する調査や研究及び資料の収集に関する業務（通年）

- ① 統計基礎資料の作成
 - ・使用状況等各種データを集積、分析し、市からの要請に応じて速やかに提出できるようにしてください。

(3) 事業計画書、事業報告書の作成業務（通年）

- ① 毎年度開始前、業務の実施計画等を記載した事業計画書及び毎年度終了後、業務の実施状況、利用状況、経理の状況等を記載した事業報告書を作成し、提出してください。
- ② 管理運営の状況について、市が指定した定期的報告書類の作成をし、提出してください。
 - ・管理施設の利用状況（毎月10日まで）
 - ・管理施設の使用料の収入状況（毎月10日まで）
 - ・指定管理料の収支状況（毎月10日まで）
 - ・行為許可申請書の状況（毎月10日まで）
 - ・行為許可申請に係る使用料の収入状況（毎月10日まで）
 - ・市の環境マネジメントシステムに基づく報告（随時）
 - ・その他、市から依頼された事項の報告

(4) 市等関係機関との連絡調整業務（通年）

- ① 市への定期的な報告書類の提出
- ② 緊急事態等における市や関係機関への通報
 - ・灯油の漏洩、浄化槽からの汚水漏れ等、緊急事態を想定した緊急事態

対応計画書を作成し、有事の際は、それに基づいた速やかな通報等の処理をしてください。

(5) 指定管理期間前及び指定管理期間終了に当たっての引継ぎ業務（随時）

- ① 管理運営を円滑に行うための業務の引継ぎ

(6) 緊急対策、防犯・防災対策マニュアルの作成及び職員指導業務（通年）

- ① あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に対応するためのマニュアルの作成
- ② 職員に対するマニュアルの周知徹底、災害時の対応についての随時訓練の実施

(7) 施設の管理運営全般のマニュアル作成業務（通年）

- ① 窓口受付業務、設備等操作マニュアルの作成
- ② 職員に対するマニュアルの周知徹底

(8) 職員に対しての運営管理に必要な研修業務（通年）

- ① 管理運営に関する計画的及び定期的な研修の実施

(9) 日程調整に関する業務（随時）

- ① 管理施設をスムーズに運営するための日常的な利用日程の調整
- ② 大会やイベント等あらかじめ日程確保を要する年間の利用日程の調整

(10) その他の運営管理に必要な業務（通年）

- ① 拾得物の保管及び処理
- ② 選挙時の施設を使用した立会演説会等の各種対応
- ③ 占用許可等（自動販売機等）に係る毎月の電気使用量メーターの確認と市への報告

(11) 小中学校施設の開放に関する業務

必要に応じて市内小中学校施設の開放事業における鍵の貸し出しを行うこと。

(12) 自主事業について

- ① 指定管理者は、事業の内容や開催日数、参加費等をあらかじめ市に提案し承認を得たうえで、自主事業を実施すること。
- ② 実施にあたり指定管理者は、施設利用料金等を納付すること。ただし、市との連携事業、施設利用者の拡大を目的とした事業や参加料など収益を見込めない事業については施設利用料金等の納付を不要とします。
- ③ 一般利用者の利用を制限するものでなく、貸館事業の空き時間や、修景施設の利用の少ない時間帯を有効に活用し、施設全体の稼働率向上に努めること。

附表 1

1 滝沢総合公園（体育施設）

（1）滝沢総合公園体育館

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
消防用設備点検	消火器	粉末消火器 31 本	年次点検
	屋内消火栓設備	屋内消火栓 11 基 加圧送水ポンプ	
	自動火災報知設備	受信機 P-1 級 1 台 スポット型感知器（差動式）51 個 スポット型感知器（定温式）13 個 スポット型感知器（光電式）118 個 赤外線スポット型感知器（炎式）4 個 発信機 P-1 級 12 個 音響装置 12 個 表示灯 12 個 消火栓始動装置 1 台	
	防排煙設備	連動操作盤 1 台 スポット型感知器（光電式）4 個 自動閉鎖装置（シャッター）2 台	
	非常用放送設備	1 台	
	誘導灯	誘導灯 57 個	
自家用電気工作物 保安管理業務	受電設備 等	別表 1 滝沢総合公園体育館自家用電 気工作物保安管理業務「巡視、点検及 び試験の基準」による	月次点検 年次点検
	非常用自家発電設備	原動機 製造者：ヤンマーディーゼル 型 式：3TN75L-RGH 発電機 製造者：東京電機 型 式：HS-ZK	
	非常用蓄電池設備	蓄電池 製造者：古河電池 型 式：HS80-6E 充電装置 製造者：東京電機 型 式：DCC-04T	

同上	災害用自家発電設備	発電機 製造者：三菱電機（株） 型 式：PG230QY－ROSS エンジン 製造者：三菱重工業（株） 型 式：6D24－465346 バッテリー 製造者：新神戸電機（株） 型 式：HSE－50－123×2 個組 油タンク：1800L 2 基	
自動扉保守点検業務	自動扉	寺岡式ドアエンジン LTM 150K 2 台 操作スイッチ コントロールボックス 制御機器 電気配線	年次点検
煤煙測定業務	温水ボイラー	液体燃焼ボイラー 2 台	年 1 回以上
トレーニング器具 保守点検業務	トレーニング器具	対象器具 ①アップライトバイク 3 台 ②リカンベントバイク 1 台 ③ベルトバイブレーター 1 台 ④カールストレッチング 1 台 ⑤ツイストマシン 1 台 ⑥コンビネーションマシン （メイン・サブ） 各 1 台 ⑦トレッドミル 4 台 ⑧パワープレス 1 セット ⑨スーパードンベル 1 セット ⑩クロストレーナー 1 台	年 3 回以上
清掃業務	体育館内及び他に指定 する施設以外の管理区 域	日常清掃	毎日
		定期清掃（ワックス清掃）	年 2 回以上
		窓ガラス清掃	年 2 回以上
		屋上ドレン清掃	年 1 回以上
警備業務	体育館内及び他に指定 する施設以外の管理区 域	施設及び駐車場の巡回	毎日
		敷地内及び施設内を徘徊する不審者等 の発見、監視	
		敷地内及び施設内の安全確保	
		危険物、可燃物等異常の有無の確認	
		閉館時の消灯	
		施設の施錠	
		その他管理施設内の保安	

重油地下タンク保守点検業務	重油地下タンク	第4種第3石油（A重油） 地下タンク 1基 貯蔵容量：4,000 ^{リットル} 消防法第14条の3第2号の規定による点検業務	年1回以上
機械設備保守点検業務	ボイラー、暖房機等 給湯器等	給湯用温水ヒーター 116kW 1基	年1回以上
		ボイラー 2基	年1回以上
		給湯器 46.5kW 1台	年1回以上
		電気温水器 7台	年1回以上
		暖房機（オーバーホール） 5台	年1回以上
		ロスナイ（フィルター等清掃点検） 15台	年2回以上
		天吊ファンコイル（清掃点検）	年2回以上
		空調機 1台	年1回以上
		エアコン 10台（清掃点検）	年1回以上
環境衛生管理業務	体育館内	建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法律施行令に定める管理基準による点検及び測定等	年次点検
		防虫駆除	年2回以上
特殊建築物定期報告業務	体育館	建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期報告	3年ごと
昇降機定期検査報告業務	昇降機	建築基準法第12条第3項の規定に基づく定期報告	年1回
除雪業務	駐車場及び園路	大型車両による除雪	冬季随時
		自走式除雪機による除雪	冬季随時
除雪業務	駐車場及び園路	体育館周辺駐車場等	冬季随時
植栽維持管理業務	管理施設敷地内	芝生 約11,000 m ²	年8回以上
		芝刈	年2回
		薬剤除草	年2回
		施肥	適宜
		エアレーション	
		境界線刈払い面積 約750 m ²	年2回
		刈払い	
		中高木約60本、低木約700 m ²	年2回
		剪定	
		修景バラ 約70本、つるバラ2本	年1回以上
		剪定	年5回以上
		花殻取り	年16回程度
		薬剤散布	年2回以上
		施肥	年4回以上
		手取り除草	

(2) 滝沢総合公園野球場

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
清掃業務	建物内部及び敷地全域	日常清掃	毎日
		定期清掃（ワックス清掃）	年1回以上
		窓ガラス清掃	年1回以上
		ダックアウト清掃	週1回以上
		観客席清掃	週1回以上
警備業務	建物内部及び敷地全域	施設及び駐車場の巡回	毎日
		敷地内及び施設内を徘徊する不審者等の発見、監視	
		敷地内及び施設内の安全確保	
		危険物、可燃物等異常の有無の確認	
		閉館時の消灯	
		施設の施錠	
グラウンド及び外野芝生維持管理業務	グラウンド等	内野グラウンド整備 約 4,500 m ² 不陸整正 掘り起し転圧等（芝境目切り含む）	4月～10月 週3回以上 年1回4月中
		外野スタンド外周法面 約 1,400 m ² 芝刈（処分含む） 除草剤散布	年6回 年2回
		外野芝生整備 約 8,300 m ² 芝刈 薬剤除草 施肥 エアレーション	年8回以上 年2回 年2回 適宜
		芝生観客席 約 1,400 m ² 芝刈 薬剤除草 施肥	年8回以上 年2回 年2回
		駐車場・市道側法面 約 1,600 m ² 草刈	年3回
		サブグラウンド整備 約 1,600 m ² 不陸整正	年1回4月中
植栽維持管理業務	管理施設敷地内	マツバギク（植栽ブロック）約 470 m ² 手取除草 中高木 20本 薬剤散布 施肥 剪定 枯葉処理	年3回 年2回 年2回 適宜 随時

消防用設備点検	消火器	粉末消火器 7本 (うちスコアボード 1本)	年次点検
	自動火災報知設備	受信機 P-2級 1台 スポット型感知器(差動式) 20個 分布型感知器(差動式) 4個 スポット型感知器(定温式) 6個 スポット型感知器(光電式) 3個 発信機 P-2級 1個 音響装置 3個 表示灯 2個	
	非常警報設備	非常放送設備 一式	
	誘導灯	誘導灯 6基	

(3) 滝沢総合公園陸上競技場

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
清掃業務	建物内部及び敷地全域	日常清掃	月 1 回以上
		窓ガラス清掃	月 1 回以上
		北側、南側トイレ清掃	週 1 回以上
		観客席清掃	月 1 回以上
警備業務	建物内部及び敷地全域	施設の巡回	毎日
		敷地内及び施設内を徘徊する不審者等の発見、監視	
		敷地内及び施設内の安全確保	
		危険物、可燃物等異常の有無の確認	
		施設の施錠	
		その他管理施設内の保安	
グラウンド補修業務	走路、助走路等	走路、助走路等 約 5,500 m ² 路面不陸整正転圧	年 1 回
	陸上トラック走路、助走路、砲丸落下域	砂地 約 5,500 m ² 薬剤除草、人力除草	年 1 回程度
芝生維持管理業務	インフィールド	芝地 約 9,400 m ² 芝刈 施肥 薬剤除草 薬剤散布 エアレーション オーバーシード 目土掛け 散水 芝処分	年間(シーズン) 週 1 回程度 年 4 回程度 年 2 回程度 年 6 回程度 適宜 年 1 回程度 年 1 回程度 年 20 回程度 随時
	アウトフィールド	芝地 約 3,600 m ² 芝刈 施肥 薬剤除草 薬剤散布 芝処分	年 8 回以上 年 2 回程度 年 2 回程度 年 2 回程度 随時
	芝生スタンド	芝地 約 4,500 m ² 外周芝 約 2,300 m ² 外周法面芝 約 4,100 m ² 芝刈 施肥 薬剤除草 薬剤散布 芝処分	年 8 回以上 年 2 回程度 年 2 回程度 年 2 回程度 随時

植栽維持管理業務	管理施設敷地内	低木 約 370 m ² 、中高木 約 28 本 薬剤散布 施肥 剪定 除草、枯葉処理	年 2 回 年 2 回程度 適宜 随時
----------	---------	--	------------------------------

(4) 滝沢総合公園テニスコート

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
清掃業務	建物内部及び敷地全域	日常清掃	毎日
		窓ガラス清掃	月 1 回以上
		定期清掃（ワックス清掃）	年 1 回以上
警備業務	建物内部及び敷地全域	施設の巡回	毎日
		敷地内及び施設内を徘徊する不審者、 潜伏者等の発見、監視	
		敷地内及び施設内の安全確保	
		危険物、可燃物等異常の有無の確認	
		施設の施錠	
		その他管理施設内の保安	
植栽維持管理業務	管理施設敷地内	芝地 約 2,000 m ² 芝刈	年 4 回以上
		薬剤除草	年 2 回
		施肥	年 2 回
		法面 約 300 m ² 草刈	随時
		低木 約 130 m ² 、中高木 約 30 本 薬剤散布	年 2 回
		施肥	年 2 回
		剪定	適宜
		除草、枯葉処理	随時
		藤棚 約 20 m ² 剪定	年 2 回以上
		誘引、施肥	年 1 回

滝沢総合公園体育館自家用電気工作物保安管理業務「巡視、点検及び試験の基準（需要設備）」

【非常用予備発電装置】 容量 1.8KVA 電圧 200V

23

電気工作物		点検項目	定期点検		随時点検
			月次点検	年次点検	必要な都度
			月 1 回	年 1 回	
受電設備	配電盤、制御回路	シーケンス試験		○	
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
	設置装置	外観点検	○	○	
		漏洩電流測定	○		
		接地抵抗測定		○	
配電設備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同左	同左	同左
	断路器、遮断機 開閉器、電力ヒューズ 計器用変成器、変圧器 電力用コンデンサ等 避雷器、母線等 その他の高圧機器 配電盤等 建物、室、キュービクル等	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
電気使用場所の設備	電動機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電熱装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電器溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線及び配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	その他の機器類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	
	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	

電気工作物		点検項目	定期点検		随時点検
			月次点検	年次点検	必要な都度
			月 1 回	年 1 回	
非常用予備発電装置	遮断機 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		シーケンス試験		○	
		その他受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重、液温測定		○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	

○印は該当項目を示す。

2 総合公園（修景施設）

（1）共通

項目	施設（設備）概要	業務の主な内容	実施回数
施設管理全般	指定管理区域	定期巡視	毎日
		清掃	必要の都度
		照明灯目視点検	必要の都度
		除雪・排雪	必要の都度

（2）自由広場

項目	施設（設備）概要	業務の主な内容	実施回数
植栽維持管理業務	芝地・植栽管理区域	芝生 約6,700㎡ 芝刈 薬剤除草 薬剤散布 施肥 芝補植 エアレーション	年間（シーズン中） 年8回以上 年2回 年2回 年2回 随時 適宜
		低木 10㎡、中高木 8本 薬剤散布 施肥 剪定 その他	年2回 年2回 適宜 随時

（3）多目的広場

項目	施設（設備）概要	業務の主な内容	実施回数
植栽維持管理業務	芝地・植栽管理区域	芝生 約3,600㎡ 芝刈 薬剤除草 薬剤散布 施肥 芝補植 エアレーション	年間（シーズン中） 年8回以上 年2回 年2回程度 年2回程度 随時 適宜
		植栽（中高木）18本 薬剤散布 施肥 剪定 枯葉処理	年2回程度 年2回程度 適宜 随時
遊具維持管理業務	遊具	コンクリートテーブルベンチ 1箇所 ロープウェイ1基、複合遊具1基、 ハンモックドーム1基、りんごトンネル1 基、ヤマユリスピーカー1基、ラウンドシー ソー1基、りんごサイン1基、シェルタ	

		ー1基、パイプベンチ3基、スプリング遊具（UKABI）2基 目視点検 清掃	月1回程度 必要の都度
施設維持管理業務	水道施設	水飲台 1か所 目視点検、清掃	必要の都度

(4) ロックガーデン

項目	施設（設備）概要	業務の主な内容	実施回数
植栽維持管理業務	芝地・植栽管理区域	芝生 約2,600㎡ 芝刈 薬剤除草 施肥 薬剤散布 エアレーション 芝補植	年間（シーズン中） 年8回以上 年2回 年2回 適時 適宜 随時
		中高木 80本 薬剤散布 施肥 剪定 枯葉処理、仕立物手入れ	年2回 年2回 適宜 随時
		低木 ・流れ沿い 約230㎡ ・ロックガーデン 約190㎡ 薬剤散布 剪定 誘引 施肥 藤棚 約 120 ㎡ 剪定 誘引、施肥	年2回 適宜 年1回 年1回 年2回以上 年1回
		アザレア 約 555 ㎡(除草約 900 ㎡) 剪定 除草 施肥 薬剤散布 枯葉処理 冬囲い、片付け	適宜 年2回 年2回 年2回 随時 適時
		ジャーマンアイリス 約 470 ㎡ 剪定 薬剤散布 施肥	適宜 年2回 年2回
施設維持管理業務	ロックガーデン (円形滝～流れ～ロックガーデン)	清掃 水質検査 電気設備点検 ウォーターガーデン運転 日常巡視、消毒	年間（シーズン中） 年2回以上 年1回以上 運転開始前・後 適宜 適宜

	トイレ	トイレ 1か所 点検、清掃	(5～11月) 週2回以上
	東屋	東屋 (ハコガラ、ベンチ含む) 3か所 点検、清掃	必要の都度
	水道施設	水道施設 2か所 点検、清掃	必要の都度

(5) 日本庭園

項目	施設（設備）概要	業務の主な内容	実施回数
植栽維持管理業務	芝地・植栽管理区域	芝生 約7,200㎡ 芝刈 薬剤除草 施肥 薬剤散布 芝補植	年間（シーズン中） 年8回以上 年2回 年2回 適時 随時
		中高木 28本 薬剤散布 施肥 剪定 薬剤除草 枯葉処理	年2回 年2回 適宜 年1回 随時
		低木 400㎡ 剪定 除草 施肥 薬剤散布	適宜 年1回 年2回 適宜
		赤松 3本 施肥 ミドリ摘み 透かし剪定、切り戻し剪定 モミアゲ 冬囲い 雪つり 枯葉処理	年2回程度 適宜 適宜 適宜 適宜 随時
		池周辺、敷地境界 草刈	年2回以上
施設維持管理業務	東屋	東屋 3か所 点検、清掃	必要の都度
	修景池	修景池、太鼓橋 点検、スクリーンゴミ除去	必要の都度 (池の水位調整は含まない)

(6) 西洋庭園

項目	施設（設備）概要	業務の主な内容	実施回数
植栽維持管理業務	植栽管理区域	バラ 1,242本 剪定 花殻取り 薬剤散布 施肥 手取除草 整枝、誘引、灌水	年2回以上 年5回以上 年16回程度 年2回以上 年4回以上 適宜
		五葉松 1本 施肥 ミドリ摘み 透かし剪定、切り戻し剪定 モミアゲ 冬囲い 雪つり 枯葉処理	年2回程度 春1回 冬1回 冬1回 年1回 随時
		中高木 約90本 除草 剪定 薬剤散布 施肥 枯葉処理	年間（シーズン中） 年2回以上 適宜 年2回 年2回 随時
		低木 東口エントランス 約 5 m ² 、園路沿い 約 210 m ² 剪定 除草 薬剤散布 施肥 枯葉処理	適宜 年2回以上 年2回 年2回 随時
施設維持管理業務	シェルター	シェルター 2基 点検、清掃	必要の都度
	ベンチ	サークルベンチ 2基 ベンチ 18基（背付11、背無5、石2） 点検	必要の都度
	ポンプ施設	揚水ポンプ 1基 点検	必要の都度

(7) ふれあいの森

項目	施設（設備）概要	業務の主な内容	実施回数
植栽維持管理業務	植栽管理区域	ふれあいの森 刈込（山裾5m下草 約 2,900㎡） 枯木、支障木処理、樹木点 検	年2回以上 適宜
施設維持管理業務	遊具	複合遊具 2基 目視点検	必要の都度
	遊歩道	遊歩道 点検、除草、草刈	必要の都度
	ベンチ	ベンチ 9基（大4、背付5） 点検	必要の都度

3 滝沢市公共体育施設
(1) 滝沢市東部体育館

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
消防用設備点検	消火器	粉末消火器 10 本	年次点検
	屋内消火栓設備	屋内消火栓 6 基 加圧送水ポンプ	
	自動火災報知設備	受信機 P-1 級 1 台 スポット型感知器（差動式）71 個 スポット型感知器（定温式）1 個 スポット型感知器（光電式）59 個 発信機 P-1 級 6 個 音響装置 6 個 表示灯 6 個	
	非常用放送設備	1 台	
	誘導灯	誘導灯 19 個	
自家用電気工作物 保安管理業務	電気設備	別表 2 巡視、点検及び試験の基準及び自家用電気工作物保安管理業務仕様書による	月次点検 年次点検
	非常電源専用受電設備	受電設備 製造者：古河電気工業 型 式：ES-1	
自動扉保守点検業務	自動扉	寺岡式ドアエンジン SOT 200K 2 台 操作スイッチ コントロールボックス、制御機器、電気配線	年次点検
清掃業務	体育館内及び他に指定する施設以外の管理区域	日常清掃	毎日
		定期清掃（ワックス清掃）	年 2 回以上
		窓ガラス清掃	年 1 回以上
警備業務	体育館内及び他に指定する施設以外の管理区域	施設及び駐車場の巡回	毎日
		敷地内及び施設内を徘徊する不審者等の発見、監視	
		敷地内及び施設内の安全確保	
		危険物、可燃物等異常の有無の確認	
		閉館時の消灯	
		施設の施錠 その他管理施設内の保安	
特殊建築物定期報告業務	体育館	建築基準法第 12 条第 1 項の規定に基づく定期報告	3 年ごと
除雪業務	敷地内全域	大型車両による除雪	冬季随時
		自走式除雪機による除雪	冬季随時

植栽維持管理業務	植栽管理区域	芝地法面 約 2,500 m ² 草刈 低木 約 40 m ² 、中高木 10 本 薬剤除草 施肥 薬剤散布 剪定 枯葉処理	年 3 回以上 年 2 回 年 2 回 年 2 回 適宜 随時
トレーニング器具 保守点検業務	トレーニング器具	対象器具 ① トレッドミル 2 台 ② アップライトバイク 2 台 ③ パワープレス 1 セット ④ スーパーダンベル 1 セット ⑤ ローイングマシン 1 台 ⑥ リストマシン 1 台 ⑦ チニングラダー 1 台 ⑧ アブドミナルボード 1 台 ⑨ リストマシン 1 台 ⑩ S E R コンビネーションマシンメ インユニット 1 台 ⑪ リカンベントバイク 1 台 ⑫ クロストレーナー 1 台	年 2 回以上

(2) 滝沢勤労者体育センター

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
消防用設備点検	消火器	粉末消火器 6 本	年 1 回以上
	自動火災報知設備	受信機 P-2 級 1 台 スポット型感知器（差動式）6 個 スポット型感知器（光電式）19 個 発信機 P-2 級 1 個 音響装置 1 個 表示灯 1 個	年 1 回以上
清掃業務	体育館内及び管理区域	日常清掃	毎日
		定期清掃（ワックス清掃）	年 2 回以上
		窓ガラス清掃	年 1 回以上
警備業務	体育館内及び管理区域	施設及び駐車場の巡回	毎日
		敷地内及び施設内を徘徊する不審者等の発見、監視	
		敷地内及び施設内の安全確保	
		危険物、可燃物等異常の有無の確認	
		閉館時の消灯	
		施設の施錠 その他管理施設内の保安	
污水处理施設維持管理業務	単独処理浄化槽	し尿処理浄化槽(分離接触ばっ気方式) 50 人槽	月 1 回以上
		保守点検、水質検査、薬剤投入	年 1 回以上
		定期水質検査	
建物周辺除草業務	体育館周辺法面等	草刈 約 280 m ² 除草剤散布 約 100 m ² 中高木 2 本 剪定	年 3 回 年 2 回 適宜
施設管理業務	敷地内全域	大型車両による除雪	冬期随時
		自走式除雪機による除雪	冬期随時

(3) 滝沢市東部テニスコート

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
清掃業務	施設内全域	日常清掃	随時
警備業務	施設内全域	施設の巡回	毎日
		敷地内及び施設内を徘徊する不審者等の発見、排除	
		敷地内及び施設内の安全確保	
		危険物、可燃物等異常の有無の確認	
		閉館時の消灯	
		施設の施錠 その他管理施設内の保安	

(4) 市営大釜運動場

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
清掃業務	施設内全域	日常清掃	随時
警備業務	施設内全域	施設の巡回	随時
		敷地内及び施設内を徘徊する不審者等の発見、排除	
		敷地内及び施設内の安全確保	
		危険物、可燃物等異常の有無の確認	
		施設の施錠	
		その他管理施設内の保安	
グラウンド及び外野 芝生維持管理業務	内野（約 420 m ² ）	不陸整正、転圧等	年 1 回以上
	外野（約 28,500 m ² ）	薬剤除草	年 2 回
		施肥	年 2 回
		芝刈	年 8 回以上
		薬剤散布	年 2 回
		エアレーション	適宜
	北側法面	除草	年 3 回以上
	屋外トイレ	清掃（5～11 月）	週 2 回以上
	雑用水タンク補充	水運搬	年 7 回

(5) 市営小岩井運動場

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
清掃業務	施設内全域	日常清掃	随時
警備業務	施設内全域	施設の巡回	随時
		敷地内及び施設内を徘徊する不審者等の発見、排除	
		敷地内及び施設内の安全確保	
		危険物、可燃物等異常の有無の確認	
		施設の施錠	
		その他管理施設内の保安	
グラウンド及び外野 芝生維持管理業務	内野（約 160 m ² ）	不陸整正、転圧等	年 1 回以上
	外野（約 4,000 m ² ）	薬剤除草	年 2 回
		施肥	年 2 回
		芝刈	年 8 回以上
		薬剤散布	年 2 回
		エアレーション	適宜
	北側法面	除草	年 3 回以上
	屋外トイレ	清掃（5～11 月）	週 2 回以上

植栽維持管理業務	植栽管理区域	中高木 29 本 除草 薬剤散布 施肥 剪定 枯葉処理	年 2 回以上 年 2 回 年 2 回 適宜 随時
----------	--------	--	---------------------------------------

(6) 市立滝沢南中学校屋外運動場照明施設

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
管理業務	施設内全域	鍵の貸出	随時

(7) 市立滝沢第二中学校屋外運動場照明施設

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
管理業務	施設内全域	鍵の貸出	随時

滝沢市東部体育館自家用電気工作物保安管理業務「巡視、点検及び試験の基準（需要設備）」

電気工作物		点検項目	定期点検		随時点検
			月次点検	年次点検	必要な都度
			隔月	年 1 回	
受電設備	責任分界となる区分開閉器、断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器 遮断器 開閉器	外観点検		○	
		絶縁抵抗測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
結合動作試験			○		
内部点検				○	
絶縁油の点検、試験				○	
電力ヒューズ	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
計器用変成器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
変圧器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
	内部点検			○	
	絶縁油の点検、試験			○	
電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
避雷器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
母線 バスダクト等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
配電盤 制御回路	外観点検	○	○		
	指示計測	○			
	絶縁抵抗測定		○		
	保護継電器動作特性試験			○	
	計器校正試験			○	

電気工作物		点検項目	定期点検		随時点検
			月次点検	年次点検	必要な都度
			隔月	年 1 回	
受電設備	配電盤、制御回路	シーケンス試験		○	
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
	設置装置	外観点検	○	○	
		漏洩電流測定	○		
		接地抵抗測定		○	
配電設備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同左	同左	同左
	断路器、遮断機 開閉器、電力ヒューズ 計器用変成器、変圧器 電力用コンデンサ等 避雷器、母線等 その他の高圧機器 配電盤等 建物、室、キュービクル等	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
電気使用場所の設備	電動機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電熱装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電器溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線及び配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	その他の機器類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	
	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	

電気工作物		点検項目	定期点検		随時点検
			月次点検	年次点検	必要な都度
			隔月	年 1 回	
非常用予備発電装置	遮断機 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		シーケンス試験		○	
		その他受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重、液温測定		○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	

○印は該当項目を示す。

3 滝沢市公共体育施設

滝沢市多目的研修センター

項 目	施設（設備）等概要	業務の主な内容	実施回数
消防用設備点検	消火器	粉末消火器 12 本	年次点検
	屋内消火栓設備	動力消防ポンプ 1 基	
	自動火災報知設備	受信機 P-2 級 1 台 発信機 1 台 差動式スポット型感知器 18 個 定温式スポット型感知器 6 個 イオン化式スポット型感知器 4 個 光電式スポット型煙感知器 18 個	
	非常用警報設備	音響装置 1 台	
	誘導灯	誘導灯 大型 4 個 小型 2 個	
	その他付属設備	一式	
汚水処理施設維持 管理業務	合併処理浄化槽	し尿処理浄化槽（土壌方式）60 人槽 保守点検、水質検査、薬剤投入	月 1 回以上
		定期水質検査	年 1 回以上
清掃業務	体育館内及び管理区域	日常清掃	毎日
		定期清掃（ワックス清掃）	年 1 回以上
		窓ガラス清掃	年 1 回以上
警備業務	体育館内及び管理区域	施設及び駐車場の巡回	毎日
		敷地内及び施設内を徘徊する不審者等の発見、監視	
		敷地内及び施設内の安全確保	
		危険物、可燃物等異常の有無の確認	
		閉館時の消灯	
		施設の施錠	
トレーニング器具 保守点検業務	トレーニング器具	対象器具 ダンベル 1 セット トレッドミル 2 台 スキートレーナ 1 台 ローイングマシン 1 台 ディッピングバー 1 台 ツイストマシン 1 台 ベルトバイブレーター 1 台 アップライトバイク 2 台 コンビネーショントレーナー 1 台 アブドミナルボード 1 台	年 2 回以上

施設管理業務	敷地内全域	大型車両による除雪	冬季随時
		自走式除雪機による除雪	冬季随時
グラウンド及び植栽維持管理業務	敷地内全域	敷地内 草刈 約 3,800 m ²	年 4 回
		グラウンド 約 5,200 m ² 不陸整正 除草剤散布	年 1 回 年 2 回
		低木 約 50 m ² 、中高木 約 60 本 剪定	年 2 回
		芝生 約 260 m ² 芝刈 除草剤散布 施肥	年 3 回 年 2 回 年 1 回
その他業務	印刷機等貸出	使用貸出 (地域づくり推進課所管)	必要に応じて